

津波発生時における避難施設としての使用に関する協定書

岡山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、岡山市内に津波による被害が発生するおそれのあるときにおける避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から無償で甲に使用させるものとする。この場合における受入れが可能な施設の範囲は、別に定める。

施設名称	所在地

（使用目的）

第2条 甲は、使用施設を、津波が発生し、又は津波が発生するおそれがあるときに地域住民等の避難施設として使用するものとする。

（目的外の使用の禁止）

第3条 訓練等へ参加した場合を除き、甲は、使用施設を前条の目的以外には使用しないものとする。

（行政上の制限の禁止）

第4条 甲は、乙に対して、本協定書に基づきいかなる行政上の制限も加えないものとする。

（原状回復義務）

第5条 甲は、第2条に規定する使用目的で使用施設を使用した場合において、使用施設を汚損し、又は破損したときは、甲の負担により原状に復旧するものとする。この場合において、乙が使用施設を原状に復旧したときは、甲は、その費用を負担するものとする。ただし、災害発生に起因する破損等については、甲による原状回復義務の対象外とする。

（使用期間）

第6条 使用期間は、津波が発生し、又は津波の発生のおそれが生じたときから津波による避難の必要がなくなったときまでとする。

（事故の責任）

第7条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わない。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日までに甲、乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲または乙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(協議)

第9条 この協定によるもののほか、特に必要が生じた場合には、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大森 雅夫

乙